

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問・意見に対する回答

No	該当箇所						質問・意見	回答
	頁	章	条	項	他	タイトル		
1			3	1		SPC資本金について	「資本金1000万円」との記入がありますが、民間事業者の事業性等から判断して資本金規模を設定するのではないのでしょうか。資本金額は指定なのでしょう、ご教示ください。	資本金額は1,000万円以上で設定していただきます。
2			3	1		PFI事業予定者の設立	SPCの資本金は10,000,000円に限定されるのでしょうか。	質問No.1の回答をご確認ください。
3			3	1		PFI事業予定者の設立	PFI事業予定者の設立する会社法上の株式会社の資本金は、記載されている10,000,000円だけでなく可能との理解でよろしいのでしょうか。	質問No.1の回答をご確認ください。
4			3	1		PFI事業予定者の設立	資本金を10,000,000円とするとありますが、10,000,000円以上とすることは可能でしょうか？	質問No.1の回答をご確認ください。
5			3	1		PFI事業予定者の設立	資本金10,000,000円との記載がありますが、変更は可能との理解で宜しいですか。	当初の資本金については、質問No.1の回答をご確認ください。会社設立後の資本金の変更については、事業契約書(案)第78条をご確認ください。
6			3			PFI事業予定者の設立	SPCの資本金については、10,000,000円とすることが必須の条件でしょうか。	質問No.1の回答をご確認ください。
7			6	1		本件事業契約	～入札説明書「第3」の「3」の「(2)項」の「①」に規定する～又は同「②」に規定する～とありますが、入札説明書には当該規定が無いように思われますので、改めてお示し頂けないでしょうか。	「の「①」」を削除するとともに、「②」以降を「(3)」項に規定する「応募者の業務遂行能力に関する資格要件」に修正します。
8			6	4		本件事業契約	乙の帰責により本件事業契約が締結されなかった場合に必ず乙に違約金支払義務が生じる本条項は、他のPFI事例と比較しても極めて民間側に厳しい内容であり、本事業への参画に支障を生じるおそれがあります。公民連携の趣旨を考慮頂き、本条項については民間側の負担が軽減されるよう再検討頂けないでしょうか。	ご要望には応じかねます。乙に帰責性がある場合に限定した規定ですので、事業者側で事前によく確認検討しておかれれば防げるリスクと考えます。
9			8			箕面市議会の決議が得られない場合の費用負担について	「事由の如何を問わず(本件事業契約締結時について、箕面市議会の議決が得られない場合を含む)・・・すでに支出した費用は各自の負担とし、・・・」とありますが、市議会議決リスクは民間事業者ではコントロールできないものであり、市担当部署のリスクと認識いたしますので、「箕面市議会の議決が得られない場合を含む」の削除をお願いします。	ご要望には応じかねます。
10			8			本件事業契約締結不調の場合の処理	民間側はSPCの設立費用や弁護士費用等、落札から契約締結までの期間に相当の費用を外部に支払いますので、乙の帰責による契約締結不調を除いては、これら落札後の外部への支払費用については、市の負担として頂けないでしょうか。	ご要望には応じかねます。